

● 社員募集案内には「社会保険完備」となっていたので、応募し採用が決まりました。ところが「3カ月の試用期間中は社会保険でなく、国民健康保険、国民年金に加入するように」と言われました。これは仕方ないことでしょうか。

試用期間中でも社会保険を

連合がズバリ回答

サラリーマン サバイバル術

間を定めて使用される「臨時に使用される人」を除き、会社は入社と同時に健康保険、厚生年金に加入させなければいけません。

▲ 試用期間であっても「国民健康保険、国民年金に加入するように」というのは労働契約に反し、法に触れる行為にあたります。

求人案内にある「社会保険完備」とは、社会保険（健康保険、厚生年金）及び労働保険（雇用保険、労働保険）のすべてに加入することを意味します。日々雇い入れや2カ月以内の期

間を定めて使用される「臨時に使用される人」を除き、会社は入社と同時に健康保険、厚生年金に加入させなければいけません。健康保険、厚生年金、雇用保険の保険料は労使双方が法に定められた負担をしますが、国民健康保険、国民年金の場合は労働者のみが全額を負担することになります。ご相談のケースの場合、会社は負担を逃れることになりません。また、健康保険は国民健康保険と違い、原則年収130万円未満の家

族などを扶養に入れることができるうえ、扶養家族がいても保険料は上がりません。厚生年金保険の場合、年金受給時の年金額に国民年金と大きな差があります。このように、労働者の負担が増すだけではなく、制度上の違いも出てくるため、注意が必要です。

「国民健康保険、年金に加入せよ」は違法

健康保険法は「適用事業所に使用されるに至った日」を資格取得日と定めていますので、試用期間であるなしにかかわらず、入社した日が社会保険加入日となります。事業主（会社）は、入社した日から5日以内に

にのし職道も受
のし職道も受
のし職道も受
のし職道も受
のし職道も受
のし職道も受
のし職道も受
のし職道も受
のし職道も受
のし職道も受

資格取得届を管轄の社会保険事務所に提出しなければなりません。また、社会保険負担を減らすために届け出を遅らせることも散見されるため、行政当局もこのような行為を防ぐため通達を出しています。

ただ、たとえ会社の届け出が遅くなったとしても、事実上の使用関係が生じた日にさかのぼって被保険者の資格を得ることができま

すので、その場合は社会保険事務所に相談されるとよいと思います。

（田島恵一
中央アドバイザー）